第３章　基本目標③必要なサービスが適切に利用できる（介護保険サービスの推進）

１．介護保険事業の基本的な考え方

本市では、「高齢者の尊厳と自立」を支援する介護保険制度の基本的理念を考え方の基本に置き、市民や介護保険事業者等の関係者との相互理解と協力をしながら、介護を社会全体で支えていく介護保険事業を実施しています。

（１）介護保険サービス

① 介護保険サービスの範囲

介護保険制度では、全国一律の保険給付以外に、保険者（市）の裁量で支給限度額の引き上げ（上乗せ）や市町村特別給付（横出し）等の法定外サービスを実施することができます。

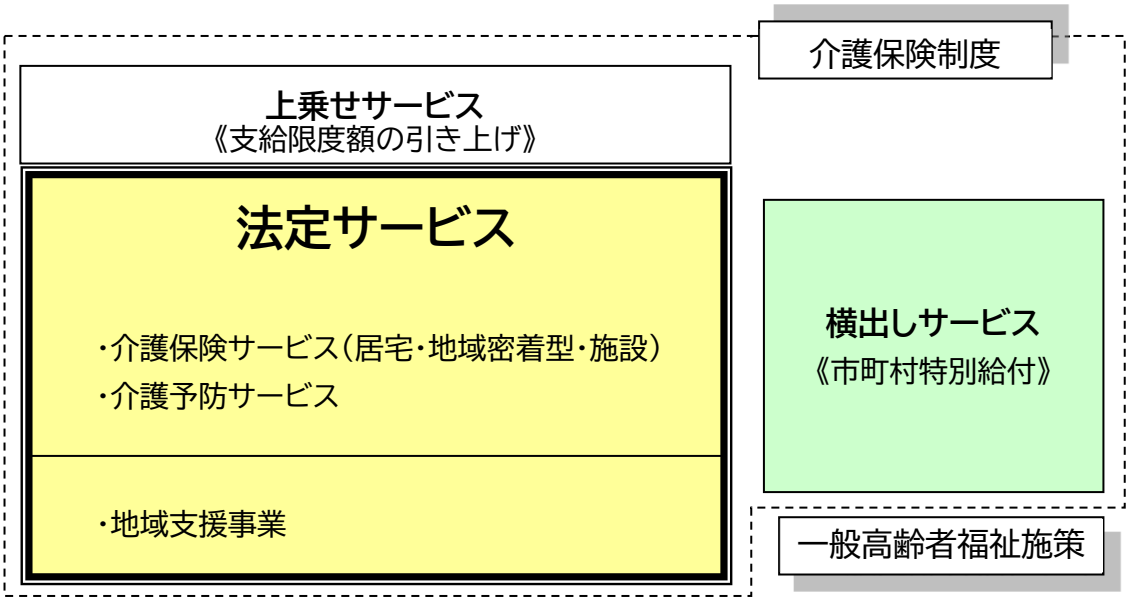

図表 3-1　介護保険サービスの範囲

ただし、その財源はすべて第１号被保険者（65 歳以上の方）の保険料で賄われることとされており、法定外サービスを実施した場合、第１号被保険者の保険料に影響します。

② 市町村特別給付の実施

本市の地域特性の１つとして、昭和 40 年代から開始された多摩ニュータウン開発事業があります。ニュータウン開発により、計画的で高水準な都市基盤の整備が実現されましたが、その反面、第一次入居から 40 年以上が経過し、施設の老朽化と居住者の高齢化が課題となっています。ニュータウン地区に多く所在する建設年次の古い低・中層の団地では、階段や踊り場のスペースが小さいことやエレベーターが設置されていないケースが多く、通所系介護サービスの利用が制約される状況が生じていました。

このため、このようなエレベーターのない低・中層団地等に居住し、一定の要件を満たす要介護高齢者について、介護サービス（通所系介護サービス）を利用するために必要な移送支援サービスを平成 25 年 10 月より市町村特別給付として開始しました。

サービス内容は、介護保険の通所介護または通所リハビリテーションを利用する際、自宅玄関から一番近い車道まで、階段昇降機または人力にて、階段昇降の介助を行うものです。

建設年次の古い団地の建替えも進められていますが、階段昇降が困難なために自立に向けた通所系介護サービスの利用が制限されることがないよう、第８期計画期間では市町村特別給付を実施します。

多摩市の「移送支援サービス」（市町村特別給付）

【利用できる方】

次のすべての要件を満たす方

①多摩市の介護保険の第１号被保険者または第２号被保険者（40～64 歳までの医療保険に加入している方）で保険給付の制限を受けておらず、納期限の過ぎた介護保険料を完納している方。

②要介護２以上、かつ車椅子を利用しているか歩行が著しく困難な方。

③自宅の玄関先（低・中層住宅も各戸の玄関先）から一番近い車道まで、５ｍ以上の段差を階段等にて上下する必要がある方。（一般的中層住宅の３階以上が目安）

【サービス内容】

介護保険の通所介護または通所リハビリテーションを利用する際、自宅玄関から一番近い車道まで、階段昇降機または人力にて、階段昇降の介助を行います。

【市町村特別給付の利用件数】

	令和元年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	目　標	実　績	目　標	目　標	目　標
利用件数	－	1,404	1,637	1,711	1,784

２．介護保険サービス量等の推計

介護保険制度の基本理念「自立支援」の観点から、要支援１・２の方には介護予防サービスを、要介護１～５の方には介護サービスを、また、要支援状態となるおそれがある方には介護予防・日常生活支援総合事業を、総合的かつ効率的に提供します。

（１）要介護・要支援認定者数の推計

① 被保険者数の推計

被保険者数は、令和２年度の多摩市将来人口推計を基本とし、外国人を含めて推計しています。平成 30～令和２年の各年度は、被保険者の実数です。

◇ 被保険者数の推計　　各年度1月1日(単位:人)

	第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度		
第１号被保険者	41,723	42,265	42,787	43,854	44,490	45,131	46,229	59,164
65～74 歳	21,694	21,175	21,007	20,783	19,665	18,510	16,774	23,246
75 歳以上	20,029	21,090	21,780	23,071	24,825	26,621	29,455	35,918
第２号被保険者 40～64 歳	51,054	51,329	51,542	51,841	52,169	52,431	52,800	42,496

② 要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定者数は、平成 30～令和２年の各年度の９月末現在の認定者数の状況をもとに推計しています。

◇ 要介護･要支援認定者数の推計　　各年度 10 月1日(単位:人)

	第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度		
認定者数	5,682	5,859	6,094	6,416	6,822	7,230	8,042	12,755
要支援１	864	866	873	883	920	966	1,066	1,603
要支援２	605	630	684	739	786	836	931	1,477
要介護１	1,103	1,200	1,194	1,221	1,294	1,363	1,523	2,427
要介護２	1,007	1,027	1,068	1,097	1,176	1,253	1,440	2,316
要介護３	753	773	799	861	922	981	1,063	1,643
要介護４	707	712	809	924	999	1,068	1,170	1,933
要介護５	643	651	667	691	725	763	849	1,356

（２）介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

◇サービス種別ごとの利用量の見込み（※回数・日数・人数は１月あたりの数）

平成 30・令和元年度の実績と令和２年度のうち把握可能な月次までの実績から、計画期間における各年度のサービス別に、１人あたりの利用回数・日数等を推測し、次のとおりサービスの必要量を見込んでいます。

◇居宅・介護予防サービスの見込み

①訪問介護

介護福祉士等が家庭を訪問して、介護や家事等、日常生活の援助をします。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	訪問介護	16,402	17,227	18,586	19,985	21,445	23,059	24,145	38,740
人数	訪問介護	942	976	977	988	1,047	1,113	1,209	1,938

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴車等で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	訪問入浴介護	426	433	443	479	493	526	533	855
	介護予防訪問入浴介護	4	1	0	2	4	4	4	6
人数	訪問入浴介護	85	85	93	95	98	105	106	170
	介護予防訪問入浴介護	1	0	0	2	3	3	3	5

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話等を行います。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	訪問看護	5,267	5,660	5,802	6,092	6,652	7,213	7,583	12,151
	介護予防訪問看護	1,110	1,091	1,165	1,151	1,179	1,246	1,386	2,164
人数	訪問看護	574	629	655	695	754	809	856	1,371
	介護予防訪問看護	124	126	133	140	144	152	169	262

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、機能訓練等を行います。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	訪問リハビリテーション	243	264	246	235	278	286	315	513
	介護予防訪問リハビリテーション	8	20	59	66	76	76	85	133
人数	訪問リハビリテーション	24	28	25	24	28	29	32	52
	介護予防訪問リハビリテーション	1	2	8	10	11	11	12	19

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師･薬剤師等が家庭を訪問し、療養する上での指導や助言等を行います。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	居宅療養管理指導	1,040	1,109	1,207	1,307	1,423	1,523	1,614	2,599
	介護予防居宅療養管理指導	88	101	127	146	153	162	180	277

⑥通所介護（デイサービス）

施設等に通い、入浴･食事･機能訓練等のサービスを日帰りで利用するサービスです。

※小規模（利用定員 18 人以下）の通所介護は、地域密着型通所介護（132 ページ）に掲載。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	通所介護	7,606	8,380	8,991	9,107	9,952	10,649	11,855	18,955
人数	通所介護	821	917	951	1,007	1,100	1,177	1,310	2,095

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関の機能訓練を日帰りで利用するサービスです。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	通所リハビリテーション	1,854	1,814	1,705	1,906	2,018	2,132	2,317	3,658
人数	通所リハビリテーション	267	263	225	286	303	320	347	548
	介護予防通所リハビリテーション	61	66	71	65	70	75	82	128

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。

（単位：日・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
日数	短期入所生活介護	1,462	1,387	1,477	1,605	1,748	1,911	2,042	3,256
	介護予防短期入所生活介護	25	27	24	16	19	22	33	51
人数	短期入所生活介護	179	191	178	208	229	252	270	430
	介護予防短期入所生活介護	6	6	6	5	6	7	9	14

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで、介護や看護・機能訓練等を受けるサービスです。

（単位：日・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
日数	短期入所療養介護	359	312	201	356	376	386	423	567
	介護予防短期入所療養介護	1	3	0	5	5	5	5	5
人数	短期入所療養介護	51	46	29	57	59	61	66	93
	介護予防短期入所療養介護	1	0	0	1	1	1	1	1

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

歩行器等の福祉用具を借りるサービスです。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	福祉用具貸与	1,465	1,540	1,634	1,739	1,899	2,043	2,220	3,559
	介護予防福祉用具貸与	448	474	537	602	650	695	770	1,198

⑪特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部が支給されます。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	特定福祉用具購入	34	32	32	33	36	39	41	68
	介護予防特定福祉用具購入	12	12	11	11	12	13	14	22

⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取り付けや段差の解消等、改修の費用の一部が支給されます。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	住宅改修費	15	15	20	22	24	25	28	46
	介護予防住宅改修費	8	10	11	12	13	13	15	23

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を受けるサービスです。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	特定施設入居者生活介護	413	439	484	522	548	583	648	1,039
	介護予防特定施設入居者生活介護	65	68	74	78	82	86	96	147

⑭居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、利用者の状況に合ったケアプランを立て、サービスが適切に提供されるように、連絡・調整等を行います。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	居宅介護支援	2,209	2,285	2,335	2,401	2,559	2,709	2,971	4,760
	介護予防支援	546	580	647	720	772	830	920	1,429

◇地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスについては、整備の意向に対して個別に相談に応じ、サービス量や日常生活圏域とのバランスを考慮して対応していきます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行うサービスです。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2	1	16	21	25	25	26

②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象とした通所介護で、施設等に通い、入浴・食事・機能訓練等のサービスを日帰りで利用するサービスです。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	認知症対応型通所介護	780	728	620	637	710	758	798	1,283
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	認知症対応型通所介護	78	77	71	71	79	84	89	143
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0

③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせながら、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を受けられるサービスです。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	小規模多機能型居宅介護	100	99	88	101	113	126	126	159
	介護予防小規模多機能型居宅介護	13	9	12	15	17	19	19	24

④看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスです。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	看護小規模多機能型居宅介護	0	6	49	58	73	87	117	117

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある方が、少人数で介護職員と共同生活をしながら、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を受けるサービスです。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025年度	令和22年度 2040年度
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	認知症対応型共同生活介護	105	102	101	117	135	144	144	220
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模で、入浴・食事・機能訓練等のサービスを日帰りで利用するサービスです。

（単位：回・人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
回数	地域密着型通所介護	4,062	3,556	3,283	3,237	3,717	4,150	4,532	6,038
人数	地域密着型通所介護	486	440	367	388	441	488	533	706

◇施設サービスの見込み

①介護老人福祉施設

日常生活に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護を受けることができる施設です。

②介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができる施設です。

③介護医療院

長期間にわたる療養や、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の世話が必要な場合に入所する施設です。

④介護療養型医療施設

長期間にわたる療養や、医学的管理下での介護が必要な場合に入所する施設です。

（単位：人／月）

サービス種別		第７期			第８期			令和７年度 2025 年度	令和 22 年度 2040 年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
人数	介護老人福祉施設	484	499	503	515	522	538	688	1,092
	介護老人保健施設	272	268	258	258	258	258	325	520
	介護医療院	0	3	10	10	10	10	75	120
	介護療養型医療施設	49	51	46	53	55	57	—	—

３．第８期介護保険料と将来のサービス水準等の推計

（１）介護保険料の設定

①第１号被保険者保険料算定の流れ

第１号被保険者の保険料算定の流れは、図表３－２及び図表３－３に示すように、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、介護サービスと施設サービス・介護予防サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業や市町村特別給付等にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出し、介護保険給付準備基金等の取り崩しによって保険料必要額を算出します。続いて、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を収納者数で割り、１人あたりの保険料を求めます。

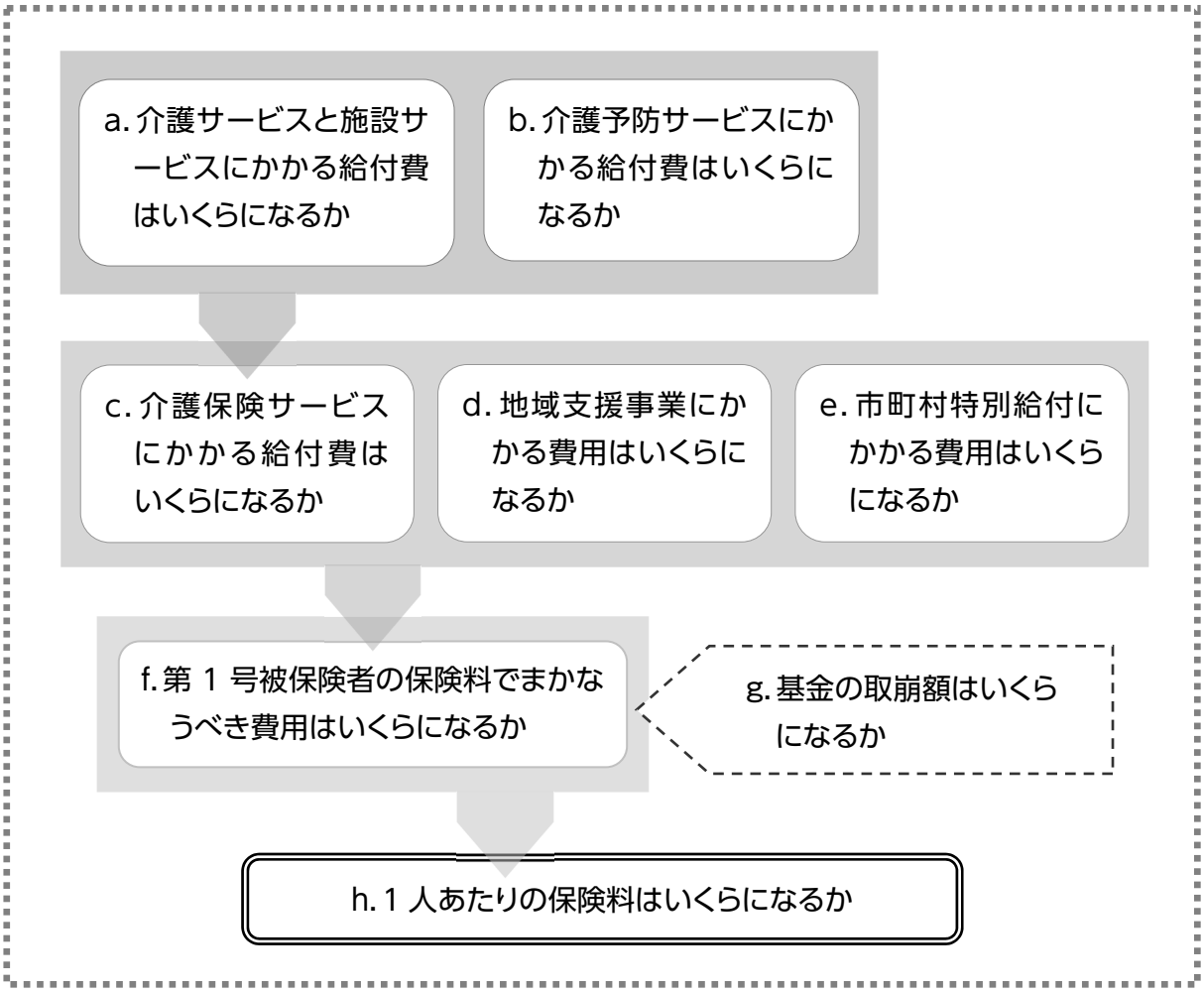

図表 3−2　第１号被保険者保険料算定の考え方

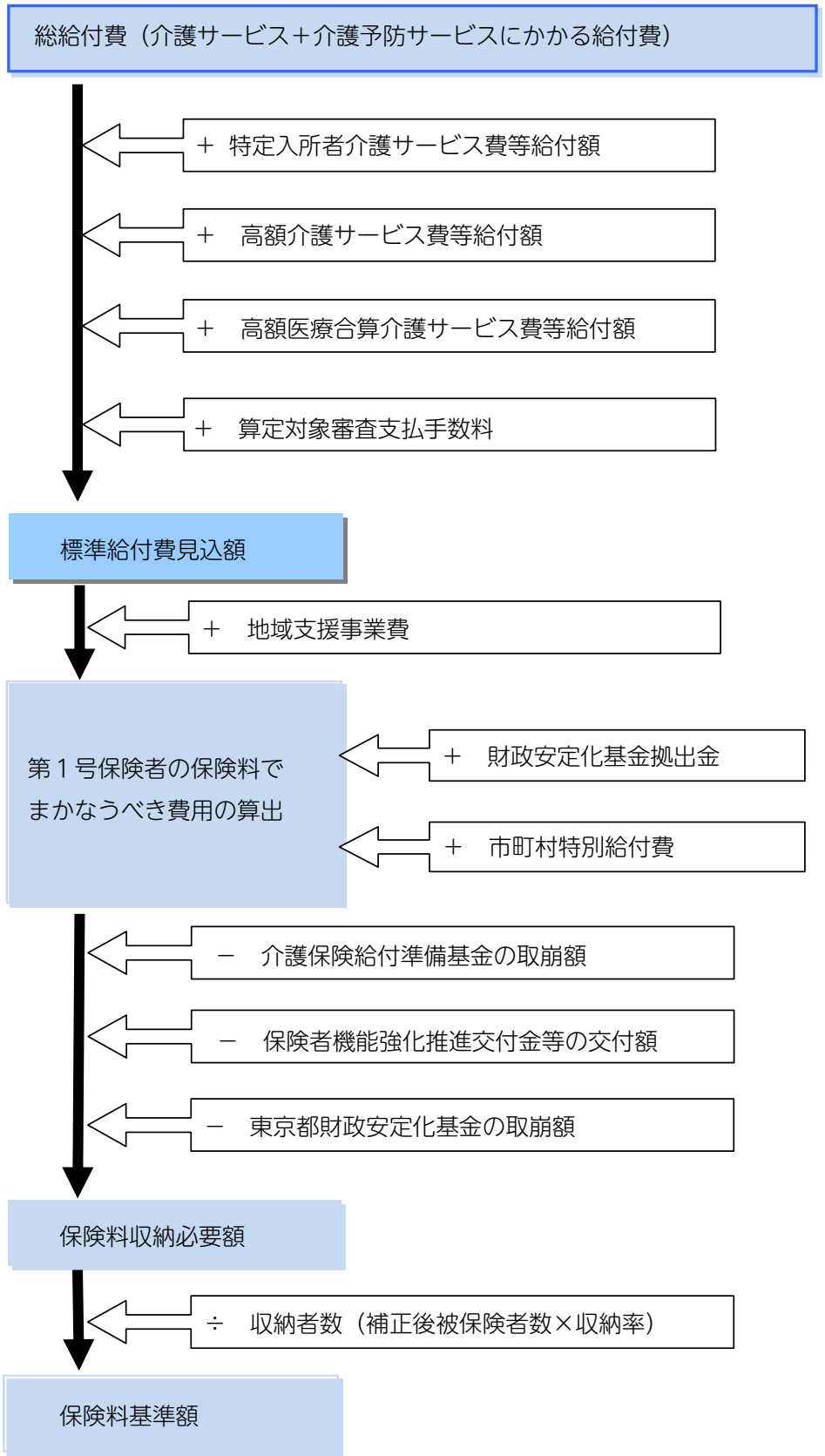

図表 3-3　第１号被保険者保険料算定の流れ①

②給付費の推計

◇ 給付費の算出方法

これまでの実績の推移から計画期間中の利用見込みを、要介護度別にサービス種別ごとの利用者数を見込み、１人あたりの利用回数・日数見込みと１回・１日・１人あたりの給付費見込みを乗じて推計しています。

【給付費の算出方法】（要介護度別に計算）

給付費は、サービスごとに計算し積み上げる

３年間の利用者数見込み　×　１人あたりの利用回数・日数見込み

×　１回・１日・１人あたりの給付費見込み

総給付費（３年間）　303 億 7,418 万 3 千円

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総給付費（千円）	9,493,222	10,129,281	10,751,680

◇ 介護サービスにかかる給付費

（単位：千円）

サービスの種類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
（１）居宅サービス	4,463,961	4,796,002	5,135,484	14,395,447
訪問介護	809,592	867,516	932,625	2,609,733
訪問入浴介護	75,483	77,677	82,880	236,040
訪問看護	332,961	364,112	395,049	1,092,122
訪問リハビリテーション	8,963	10,571	10,911	30,445
居宅療養管理指導	232,873	253,580	271,384	757,837
通所介護	875,628	956,708	1,023,644	2,855,980
通所リハビリテーション	221,872	236,148	250,208	708,228
短期入所生活介護	179,167	195,637	214,085	588,889
短期入所療養介護（老健）	53,602	56,635	58,391	168,628
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	323,824	354,907	383,599	1,062,330
特定福祉用具購入費	12,820	13,872	15,144	41,836
住宅改修費	28,385	31,291	32,330	92,006
特定施設入居者生活介護	1,308,791	1,377,348	1,465,234	4,151,373

サービスの種類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
（２）地域密着型サービス	1,314,118	1,534,194	1,708,933	4,557,245
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	34,623	46,172	55,124	135,919
認知症対応型通所介護	92,544	103,391	110,699	306,634
小規模多機能型居宅介護	291,933	327,191	364,764	983,888
看護小規模多機能型居宅介護	193,811	245,078	290,558	729,447
認知症対応型共同生活介護	388,174	448,292	477,882	1,314,348
地域密着型通所介護	313,033	364,070	409,906	1,087,009
（３）施設サービス	2,945,592	2,977,399	3,035,020	8,958,011
介護老人福祉施設	1,724,729	1,747,034	1,795,830	5,267,593
介護老人保健施設	935,910	936,430	936,430	2,808,770
介護療養型医療施設	233,078	242,032	250,857	725,967
介護医療院	51,875	51,903	51,903	155,681
（４）居宅介護支援	470,783	502,827	533,254	1,506,864

介護サービス等諸費（Ⅰ）　計	9,194,454	9,810,422	10,412,691	29,417,567

◇ 介護予防サービスにかかる給付費

(単位：千円)

サービスの種類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
（１）介護予防サービス	241,174	256,328	270,800	768,302
介護予防訪問入浴介護	229	458	458	1,145
介護予防訪問看護	47,421	48,630	51,382	147,433
介護予防訪問リハビリテーション	2,586	2,957	2,957	8,500
介護予防居宅療養管理指導	23,553	24,697	26,152	74,402
介護予防通所リハビリテーション	28,109	30,539	32,702	91,350
介護予防短期入所生活介護	1,385	1,693	1,987	5,065
介護予防短期入所療養介護（老健）	518	518	518	1,554
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	48,494	52,598	56,355	157,447
特定介護予防福祉用具購入費	3,348	3,676	3,940	10,964
介護予防住宅改修	15,862	17,068	17,068	49,998
介護予防特定施設入居者生活介護	69,669	73,494	77,281	220,444

サービスの種類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
（２）地域密着型介護予防サービス	14,272	16,053	18,218	48,543
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	14,272	16,053	18,218	48,543
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
（３）介護予防支援	43,322	46,478	49,971	139,771

介護予防サービス等諸費（Ⅱ）　計	298,768	318,859	338,989	956,616

◇ 総給付費

(単位：千円)

総給付費　（Ⅰ）＋（Ⅱ）	9,493,222	10,129,281	10,751,680	30,374,183

◇ 標準給付費見込額の算出方法

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額（介護保険施設等への入所等を利用する低所得の方に食事と居住費（滞在費）の一部を給付するもの）等を加えた標準給付費を算出します。

【標準給付費見込額の算出方法】

標準給付費見込額	32,167,508,500 円
＝ 総給付費	30,374,183,000 円
＋ 特定入所者介護サービス費等給付額	613,322,001 円
＋ 高額介護サービス費等給付額	996,875,819 円
＋ 高額医療合算介護サービス費等給付額	148,662,240 円
＋ 算定対象審査支払手数料	34,465,440 円

◇ 標準給付費見込額

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
標準給付費見込額（A）	10,062,035,204	10,718,783,076	11,386,690,220	32,167,508,500
総給付費	9,493,222,000	10,129,281,000	10,751,680,000	30,374,183,000
特定入所者介護サービス費等給付額	205,478,848	197,999,856	209,843,297	613,322,001
高額介護サービス費等給付額	308,594,299	330,459,640	357,821,880	996,875,819
高額医療合算介護サービス費等給付額	43,887,917	49,554,080	55,220,243	148,662,240
算定対象審査支払手数料	10,852,140	11,488,500	12,124,800	34,465,440

◇ 地域支援事業費

地域支援事業費は、次のとおり見込んでいます。

（単位：円）

施策費名 （施策内容掲載頁）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
地域支援事業（Ｂ）	729,950,000	739,154,000	749,232,000	2,218,336,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	400,021,000	404,707,000	410,630,000	1,215,358,000
包括的支援事業・任意事業費	329,929,000	334,447,000	338,602,000	1,002,978,000
包括的支援事業費	329,229,000	333,717,000	337,842,000	1,000,788,000
地域包括支援センター関連経費	279,929,000	284,417,000	288,542,000	852,888,000
生活支援サービスの体制整備費	28,000,000	28,000,000	28,000,000	84,000,000
在宅医療・介護連携関連経費	6,000,000	6,000,000	6,000,000	18,000,000
認知症施策関連経費	15,000,000	15,000,000	15,000,000	45,000,000
地域ケア会議関連経費	300,000	300,000	300,000	900,000
任意事業（介護給付適正化事業等）	700,000	730,000	760,000	2,190,000

◇ 市町村特別給付

市町村特別給付の利用金額は、次のとおり見込んでいます。

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	３年間合計
市町村特別給付	2,947,553	3,080,207	3,212,861	9,240,621

③第１号被保険者の保険料でまかなうべき費用

表１～２に示すように、介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第１号被保険者の負担割合は 23.00%になっています。

表１　介護保険サービス給付費の財源

	第１号保険料	第２号保険料	調整交付金	国	都	市
施設等給付費を除く	23.00%	27.00%	5.00%	20.00%	12.50%	12.50%
施設等給付費	23.00%	27.00%	5.00%	15.00%	17.50%	12.50%

表２　地域支援事業（介護予防事業）の財源

	第１号保険料	第２号保険料	調整交付金	国	都	市
介護予防・日常生活支援総合事業	23.00%	27.00%	5.00%	20.00%	12.50%	12.50%
包括的支援事業・任意事業	23.00%			38.50%	19.25%	19.25%

保険給付に要する費用の財源は、40 歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、その割合は原則として 50%ずつとなっています。

ただし、国の負担分のうち、5.00%は財政調整交付金（以下、「調整交付金」といいます。）として、各市町村の後期高齢者比率や高齢者の所得状況の格差による第１号被保険者の負担能力を勘案して調整交付されます。各年度の交付額は、第７期計画期間の交付実績を踏まえ見込んでおり、全国平均の調整交付金交付割合（5.00%）との差額分を第１号被保険者の保険料でまかなうことになります。

このほか、東京都が設置する財政安定化基金への拠出金（第８期計画期間中の拠出率は０%）及び市町村特別給付費の金額が、第１号被保険者の保険料でまかなうべき費用となります。

【第１号被保険者の保険料でまかなうべき費用】

○第１号被保険者の負担額

＝（標準給付費見込額＋地域支援事業費）３年分　×　第１号被保険者保険料率（23%）

＝　7,908,744,235 円（a）

○全国平均と本市の調整交付金標準交付率に基づく交付額の差額

＝　全国平均の調整交付金標準交付率にもとづく交付額３年分

－　本市の調整交付金標準交付率にもとづく交付額３年分

＝　1,208,200,325 円（b）

○第１号被保険者保険料でまかなうべき費用

＝　（a）＋（b）＋　財政安定化基金拠出金　＋　市町村特別給付費３年分

＝　9,126,185,181 円

④第１号被保険者の保険料必要額

市では、介護保険給付準備基金を設置して、保険給付に要する経費の不足に備えています。介護保険給付準備基金は、第８期計画期間の第１号被保険者の保険料の上昇を可能な限り抑制するため、５億円を取り崩します。取り崩し後の残額については、第８期計画期間中の保険給付に要する経費の不足が生じた際に活用します。

また、自立支援・重度化防止等に関する取組みを支援するため国が交付する保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金は、第１号被保険者の保険料分として地域支援事業、市町村特別給付等に充当できることから、第７期計画期間の交付実績を踏まえ１億2,600 万円を第１号被保険者の保険料として活用する見込みです。

【第１号被保険者保険料必要額】

○基金の取崩額及び保険者機能強化推進交付金等の交付額

＝　介護保険給付準備基金取崩額　500,000,000 円

＋　保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金交付額　126,000,000 円

＋　東京都財政安定化基金取崩交付額　0 円

＝　626,000,000 円

○第１号被保険者保険料必要額

＝　第１号被保険者の保険料でまかなうべき費用

－　基金の取崩額及び保険者機能強化推進交付金等の交付額

＝　8,500,185,181 円

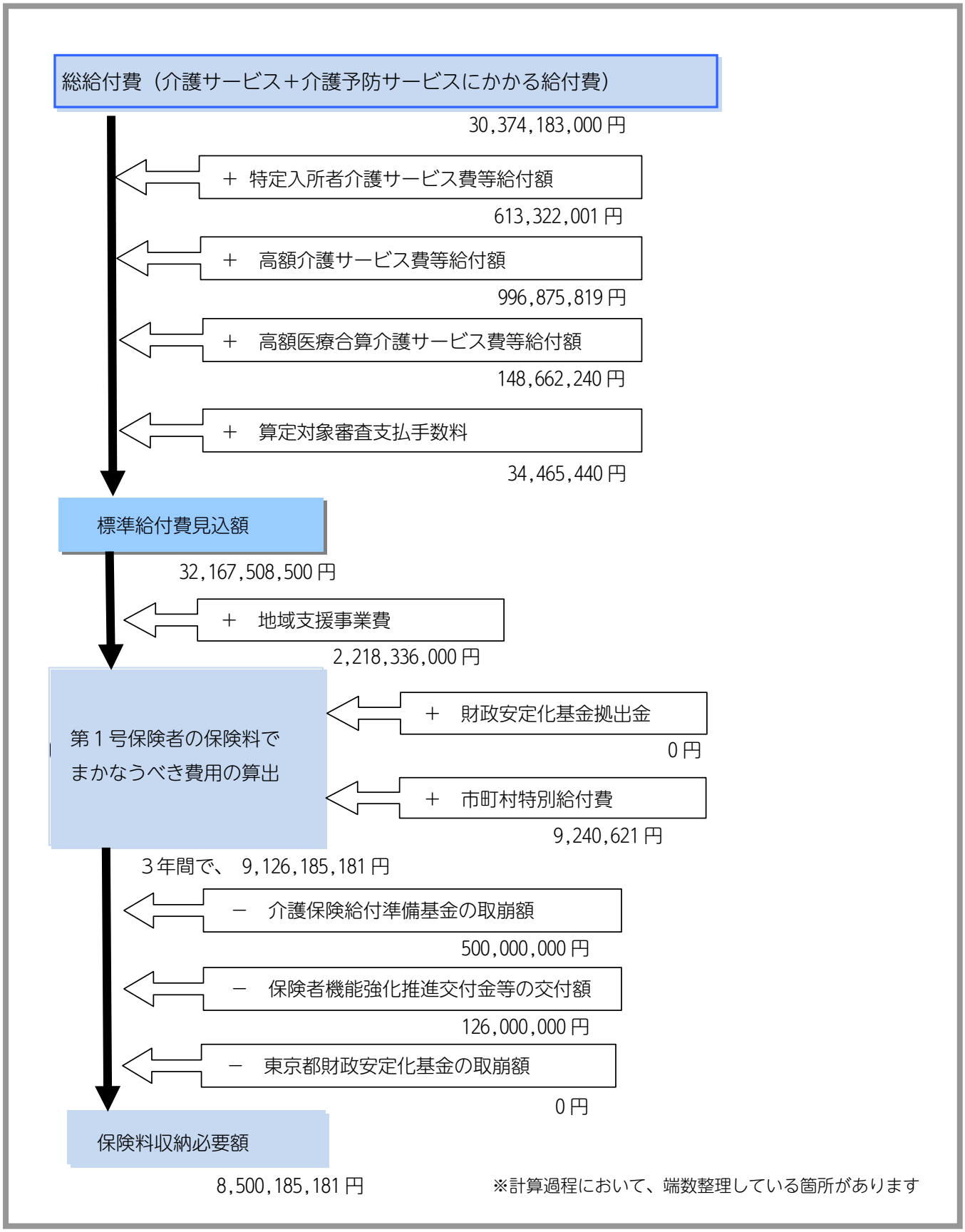

図表 3-4　第１号被保険者保険料算定の流れ②

⑤第１号被保険者の保険料の設定

第１号被保険者の１人あたりの保険料（年額）は、所得状況により 17 段階の区分を設け、基準額を中心に 0.45～3.75 倍までの金額で設定します（これを「保険料率」といいます）。

各段階の対象者と保険料設定は、下表のとおりです。

◇　所得段階別保険料の設定

所得段階	対　象　者	保険料率
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.45
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	0.60
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える	0.74
第４段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円以下	0.85
第５段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円を超える	1.00 基準額
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満	1.12
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.28
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.65
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.95
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	2.25
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	2.50
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	2.75
第 14 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	3.00
第 15 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	3.25
第 16 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.50
第 17 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 3,000 万円以上	3.75

※低所得者に対する保険料の軽減

第８期計画期間における第１号被保険者の保険料は、所得水準に応じてきめ細かく 17 段階に設定し、低所得者に対する負担軽減を図っています。

また、非課税世帯（第１段階から第３段階まで）については、国が示す公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図ります。なお、第１段階から第３段階までの保険料率は公費軽減前の率です。

本市における各段階別人数の予測は下表のとおりです。

◇　各段階別の被保険者数の予測

所得段階	比率	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和７年度 (2025 年度)
第１段階	15.2%	6,666	6,762	6,860	7,027
第２段階	7.0%	3,070	3,114	3,159	3,236
第３段階	7.2%	3,157	3,203	3,249	3,328
第４段階	12.8%	5,613	5,695	5,777	5,917
第５段階	12.6%	5,526	5,606	5,687	5,825
第６段階	11.8%	5,175	5,250	5,326	5,455
第７段階	16.6%	7,280	7,386	7,492	7,674
第８段階	8.3%	3,640	3,693	3,746	3,838
第９段階	2.8%	1,228	1,246	1,264	1,295
第 10 段階	1.8%	789	801	812	832
第 11 段階	0.9%	395	400	406	416
第 12 段階	0.9%	395	400	406	416
第 13 段階	0.5%	219	222	225	231
第 14 段階	0.7%	306	311	316	324
第 15 段階	0.3%	132	134	136	139
第 16 段階	0.3%	132	134	136	139
第 17 段階	0.3%	131	133	134	137
合　　計	100.0%	43,854	44,490	45,131	46,229

各段階の被保険者数に保険料率（補正係数）を乗じて、補正後被保険者数を算出します。令和３～５年度の補正後被保険者数は 140,094 人となります。

◇　補正後被保険者数　（単位：人）

所得段階	保険料率(補正係数)	令和３年度(2021 年度)		令和４年度(2022 年度)		令和５年度(2023 年度)		合　計	
		補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
第１段階	0.45	6,666	3,000	6,762	3,043	6,860	3,087	20,288	9,130
第２段階	0.60	3,070	1,842	3,114	1,868	3,159	1,895	9,343	5,605
第３段階	0.74	3,157	2,336	3,203	2,370	3,249	2,404	9,609	7,110
第４段階	0.85	5,613	4,771	5,695	4,841	5,777	4,910	17,085	14,522
第５段階	1.00	5,526	5,526	5,606	5,606	5,687	5,687	16,819	16,819
第６段階	1.12	5,175	5,796	5,250	5,880	5,326	5,965	15,751	17,641
第７段階	1.28	7,280	9,318	7,386	9,454	7,492	9,590	22,158	28,362
第８段階	1.40	3,640	5,096	3,693	5,170	3,746	5,244	11,079	15,510
第９段階	1.65	1,228	2,026	1,246	2,056	1,264	2,086	3,738	6,168
第 10 段階	1.95	789	1,539	801	1,562	812	1,583	2,402	4,684
第 11 段階	2.25	395	889	400	900	406	914	1,201	2,703
第 12 段階	2.50	395	988	400	1,000	406	1,015	1,201	3,003
第 13 段階	2.75	219	602	222	611	225	619	666	1,832
第 14 段階	3.00	306	918	311	933	316	948	933	2,799
第 15 段階	3.25	132	429	134	435	136	442	402	1,306
第 16 段階	3.50	132	462	134	469	136	476	402	1,407
第 17 段階	3.75	131	491	133	499	134	503	398	1,493
合　計	－	43,854	46,029	44,490	46,697	45,131	47,368	133,475	140,094

※ 補正後被保険者数は、各段階の補正前被保険者数に保険料率（補正係数）を乗じて算出。

第８期計画期間の予定保険料収納率は、近年の実績を踏まえて 97.3%と見込みます。

保険料基準額（１人あたり年額）は、保険料収納必要額を補正後被保険者数に収納率を乗じた収納者数の令和３～５年度の合計で割って算出します。

本市の保険料基準額は、62,400 円（月額 5,200 円）と見込まれます。

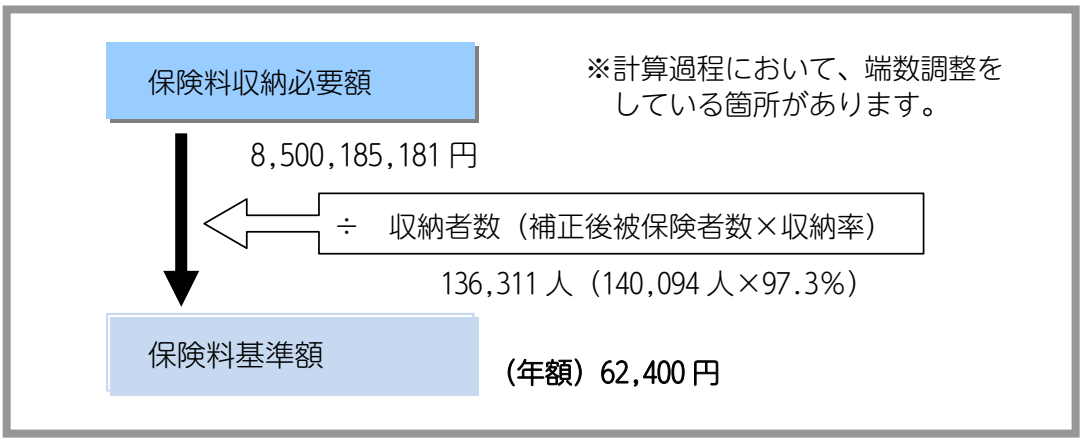

図表 3-5　第１号被保険者保険料算定の流れ③

保険料基準額 62,400 円を、所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は下表に示すとおりになります。

◇　所得段階別保険料

段　階	保険料率の設定	１人あたり保険料年額 (円)
第１段階	基準額×0.45	28,000
第２段階	基準額×0.60	37,400
第３段階	基準額×0.74	46,100
第４段階	基準額×0.85	53,000
第５段階	基準額×1.00	62,400
第６段階	基準額×1.12	69,800
第７段階	基準額×1.28	79,800
第８段階	基準額×1.40	87,300
第９段階	基準額×1.65	102,900
第 10 段階	基準額×1.95	121,600
第 11 段階	基準額×2.25	140,400
第 12 段階	基準額×2.50	156,000
第 13 段階	基準額×2.75	171,600
第 14 段階	基準額×3.00	187,200
第 15 段階	基準額×3.25	202,800
第 16 段階	基準額×3.50	218,400
第 17 段階	基準額×3.75	234,000

※ 保険料年額 100 円未満は切捨て

４．介護サービス基盤の整備

≪▼高齢支援課≫

（１）介護保険施設等の整備

医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域密着型サービス以外の介護保険施設等については、「東京都高齢者保健福祉計画」に沿った整備を検討していきます。

特別養護老人ホームは、第５期計画中（平成 26 年３月）に１施設（112 床）が開設されました。第８期計画期間中の開設は見込みませんが、第 9 期以降の整備については、引き続き検討していきます。

【特別養護老人ホームの整備】

	現　　状	令和３～５年度
施設数・床数	５施設、577 床	５施設、577 床

（２）宿泊を伴う地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスについては、それぞれの日常生活圏域の中で、必要なサービスが提供されることが望ましいのですが、多摩市の特性として、多摩ニュータウン地域の一部など新たな事業所を整備することが難しい地域があります。そのため、地域密着型サービスの整備については、日常生活圏域を指定せず、多摩市全域の中で必要なサービス量の計画的な確保を推進します。

また、第８期計画上で整備を予定していない地域密着型サービスの整備については、多摩市のサービス利用の状況や介護基盤の整備状況、計画の内容等から総合的に整備の必要性を判断し、随時、整備を行います。

なお、介護サービス事業所の近くに同種の介護サービス事業所を整備することは、双方の事業所にとって良い環境とは言えない可能性があることから、地域密着型サービス事業所の整備については、地域の実状に応じて進めていきます。

① 認知症高齢者グループホームの整備

高齢化に伴い増加する認知症高齢者が引き続き地域で暮らしていけるよう、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

整備にあたっては、小規模多機能型居宅介護、または、看護小規模多機能型居宅介護との併設整備を原則とし、入所希望者が速やかに入所できることを目指して、本計画期間中に２か所（４ユニット）の整備を図ります。

【認知症高齢者グループホームの整備】

	現　　状	目　　標		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数	６か所	７か所	８か所	８か所
ユニット数	12 ユニット （108 人）	14 ユニット （126 人）	16 ユニット （144 人）	16 ユニット （144 人）

② 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備

介護を必要とする状態になっても高齢者が自宅で生活が続けられるように、小規模多機能型居宅介護と、より医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、看護小規模多機能型居宅介護の整備を推進します。

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、合計で２施設の整備を目指します。

【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備】

	現　　状	目　　標		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小規模多機能型居宅介護　施設数	４か所	計７か所	計８か所	計８か所
看護小規模多機能型居宅介護　施設数	２か所			

５．介護保険事業の円滑な運営

介護保険事業を円滑に運営するためには、被保険者（市民）が介護保険の運営に参画し、市民の視点に立った運営を行うことが欠かせません。「多摩市介護保険運営協議会」等への市民参画を進めるとともに、高齢者を対象とした実態調査を定期的に実施することで市民の介護保険サービスに関する意向の把握に努めます。

（１）介護保険事業の円滑な運営のための機関

本市の介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会の委員には、公募市民も加わり、各協議会における議論を通して市民と行政の協働による円滑な事業運営を目指しています。

① 介護保険運営協議会

市長の附属機関として設置している「多摩市介護保険運営協議会」では、介護保険事業計画の推進状況や重要事項についての審議を行っています。同協議会は委員 12 人で構成されており、その構成は、公募市民５人、学識経験者２人、介護保険事業者３人、関係機関２人となっています。

【介護保険運営協議会の開催回数】

	令和元年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	目　標	実　績	目　標	目　標	目　標
介護保険運営協議会	-	４回	４回	４回	６回

「多摩市介護保険運営協議会」は、地域密着型サービス等の適正な運営を確保するための「多摩市地域密着型サービス運営委員会」の役割を担っています。

② 地域包括支援センター運営協議会

「多摩市地域包括支援センター運営協議会」は、地域包括支援センターの公正及び中立性の確保と円滑かつ適切な運営の支援にあたる機関であり、その構成は、公募市民２人、学識経験者４人、包括的支援事業の受託事業者等２人、権利擁護や相談に係る関係機関３人となっています。

（２）介護保険サービス利用の促進

① 低所得者に対するサービス利用料の助成等

低所得者の介護保険サービス利用が抑制されることを防ぎ、サービスを必要とするときにはいつでも利用できるように、サービス利用料の助成制度等の周知に努め、対象者の利用を促進します。

サービス利用者の１か月間に支払った利用者負担額が一定の額を超えたときに、申請により高額介護サービス費を支給します。なお、高額介護サービス費・福祉用具購入費・住宅改修費については、低所得者の負担軽減のための貸付制度を設けます。

福祉用具購入費・住宅改修費については、いったん全額を支払い、後から保険給付分を受け取る償還払いのほかに、はじめから自己負担分のみで利用できる、受領委任払い制度を設けています。

施設サービス・短期入所サービスの食事・居住費・滞在費負担については、低所得者に対して限度額を設けており、超える分については特定入所者介護（介護予防）サービス費として補足給付します。

また、世帯内の同一の医療保険の加入者について、１年間に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、合算した負担額が一定の額を超えた場合、申請によって高額医療・高額介護合算療養費が支給される制度を設けています。

このほか、介護保険事業所の協力のもと生計が困難な方を対象に「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度」、「介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度」を実施し、利用者負担額の一部を助成します。

② 介護保険サービスに関する情報提供

介護保険サービスの適切な利用について、たま広報やパンフレット、多摩市介護保険事業者連絡協議会発行の「We are ケアマネジャー」等の広報誌を活用した普及に取り組みます。

また、利用者が介護保険サービスや事業者を適切に選択するためには、サービスの内容や事業者の運営の状況について、正しい情報を把握できることが重要です。そのため、関係機関等と連携した介護保険サービス情報の提供に取り組みます。

（３）介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保等

①「多摩市介護保険事業者連絡協議会」との連携・協働

市民に質の高い介護保険サービスを提供することを目的に、介護保険制度の開始当初から介護保険サービス提供事業者が加入する団体として「多摩市介護保険事業者連絡協議会」が設立されています。

協議会の事務局を市が担い、市と事業者の連携・協働により、研修や事業所間の情報交換を実施し、利用者の視点に立った介護保険サービスの質の向上に取り組みます。

② 介護保険を担う人材の確保と資質の向上の支援

地域で介護保険を担う優秀な人材を確保・養成するためには、研修の実施や充実した情報提供が不可欠です。特に、介護支援専門員（ケアマネジャー）やホームヘルパーは、利用者と接する機会が多く、介護保険サービスの中心的存在であることから、質の向上を目的とした研修や情報提供を実施し、研修テーマは、制度改正の内容や介護保険事業所へのアンケート等の回答から必要とされる情報を適宜把握したうえで設定します。

また、介護を必要とする人が増加する一方で、その支え手が減少することが見込まれており、介護人材の確保は本市においても課題となっています。市内介護保険事業所、東京都、公共職業安定所（ハローワーク）、教育委員会、学校等と連携し、幅広い世代に対して介護職場の魅力を発信するとともに、資格取得に対する助成制度等を活用し、介護保険を担う人材の定着と確保を推進します。

介護保険を担う人材の確保と資質の向上の支援に当たっては、多摩市介護保険事業者連絡協議会、東京都等の関係団体と連携し、より効果的な取組を推進します。

③ 介護保険サービスの業務の効率化・質の向上の支援

介護人材の確保を進めるなかで、介護保険サービスの質の向上を図るためには、業務の効率化による生産性向上が不可欠となっています。

介護現場で着実な業務改善が進むよう、厚生労働省の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等の活用を促すとともに、介護保険事業の事業者指定をはじめとする各種申請様式・届出書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化等を通じて文書作成に係る負担軽減を図り、国が示す方針に基づき業務の効率化に取り組みます。

また、介護ロボットやＩＣＴの活用、導入が進むよう多摩市介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護現場における業務の効率化・質の向上に努めます。

④ 相談・苦情等への対応

市民や介護保険サービス利用者の相談や苦情等に関しては、市役所窓口や多摩市総合オンブズマンが中心となって対応しています。

また、要介護認定更新申請時に自由記載形式のアンケートを実施し、市からの回答の希望があった際は、記載者へ連絡をとる等の対応を実施することで、利用者からの相談・苦情等を直接受け付ける機会を設け、市民等からの相談・苦情等を介護保険サービスの改善につなげることを目指します。

（４）介護保険事業所の災害・感染症への対応

①災害への対応

災害時に介護保険事業所が適切に対応できるよう、介護保険事業所における非常災害対策計画等の災害に関する計画策定状況等の確認を行います。

また、関係機関と連携し、研修等を通じて防災や災害発生時の対応に必要な情報の提供を行うことにより、市内介護保険事業所の災害に対する備えを進めていきます。

②感染症への対応

介護保険サービスは、利用者やその家族にとって欠かせないサービスであり、感染症発生時においても、介護保険事業所が感染症の感染拡大防止を図りつつサービスを継続できるよう、研修等により感染拡大防止のために必要な情報を提供することで、介護保険事業所の感染症対策の支援を行っていきます。

また、東京都、多摩市介護保険事業者連絡協議会等の関係団体と連携し、研修や情報提供等の必要な感染症対策を進めていきます。

６．介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の運営にあたっては、利用者の介護保険サービス利用の前提となる要介護認定や、介護給付が適正であることが求められます。これらは介護保険制度の要であり、制度に対する市民の信頼確保のため、更なる取組を推進します。

また、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、介護保険料の収納率の向上に取り組みます。

（１）介護給付適正化の推進

①介護給付適正化事業

介護サービスに必要な費用は、サービス利用時の利用者負担金のほか、公費と保険料で賄われています。利用者の自立支援に役立つサービスを、健全な財政の下、過不足なく提供することが重要です。

介護保険サービスを必要とする方（受給者）を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより、受給者が真に必要とするサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すために、以下のように介護給付適正化事業を実施します。

◇ 要介護認定の適正化

全国一律の基準にもとづいた要介護認定が適切に実施されるよう、要介護認定の認定調査の質の向上、認定審査の一層の平準化を図ります。

取組目標	・審査判定の傾向や特徴を把握し、合議体間の平準化を進める。 ・認定調査票の記述の充実を図る。
実施内容 方法	・業務分析データ等を活用し、本市の状況を客観的に把握する。 ・認定審査会委員全体会等で考え方を共有し、合議体間の平準化を進める。 ・認定調査票の内容について、具体的な記述が充実するよう確認を実施する。

◇ ケアプランの点検

利用者の自立支援に資するケアプラン作成の支援、介護支援専門員の育成、ケアマネジメントの質の向上を目的に、保険者である市と介護支援専門員等の協力のもと、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントのガイドライン」等を活用し、ケアプラン点検を実施します。

取組目標	・市内居宅介護支援事業所のケアプラン点検を行い、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。

実施内容 方法	・市内の居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員のケアプラン点検を行う。 ・専門家のアドバイスを活用しながら、多摩市版ケアプラン点検を行う。

◇ 住宅改修などの点検

利用者の自立支援に資する適切な住宅改修が行われるよう、利用者宅への訪問による状況確認や工事見積書の点検など、適正化を推進します。

また、福祉用具貸与の仕組みの見直しや適正価格などについて、事業者及び利用者に対して、周知を行います。

取組目標	・住宅改修の適正化について、効果的に実施する。 ・福祉用具貸与について、事業者及び利用者に対して周知を図る。
実施内容 方法	・住宅改修の適正化の効果的な実施に向けて手法を検討し、点検を行う。 ・福祉用具貸与について、事業者及び利用者に対してホームページ等での案内を行い、適切な貸与のあり方や適正価格について周知を行う。

◇ 医療情報との突合・縦覧点検

適正な介護報酬請求を促すため、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

取組目標	・縦覧点検・医療情報との突合について、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）から送付されるデータのうち、突合等が未実施の項目の点検を実施する。
実施内容 方法	・縦覧点検・医療情報との突合について、国保連から送付されるデータのうち、突合等が未実施の項目の点検を実施する。

◇ 介護給付費通知

必要なサービスが適正に提供されているかどうか確認できるよう、利用者本人または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。

取組目標	・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討し実施する。
実施内容 方法	・通知内容や対象者等を、適宜見直しながら実施する。 ・通知に合わせて、適正化事業全般に関する案内等を行う。 ・介護支援専門員に対して、利用者への説明を行うよう協力を求める。

◇ 給付実績の活用

国保連から送付される給付実績の活用において、活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用していきます。

取組目標	・給付実績の効果的な活用について検討し、点検を実施する。
実施内容 方法	・国保連の研修会やマニュアルを活用し、給付実績を確認する。 ・給付実績を活用した点検を実施する。

◇ 介護サービス事業者等への実地指導等

実地指導は、事業所や施設を訪問し、運営状況やサービス提供が適切に行われているかなどを確認し、直接、個別に指導するものです。また、集団指導は、一定の場所に事業者を集め、講習等の方式により指導するものです。よりよいサービス提供のために、市に指導監督の権限がある居宅介護支援事業者、地域密着型サービス及びその他の介護保険サービス事業者に対して実地指導等を実施します。

（２）介護保険料の収納率の向上

本市の第１号被保険者の介護保険料の収納率は、特別徴収が 100％を確保し、普通徴収では収納の取組に努め、全体としては 97～98％台で推移しています。第８期計画期間の介護保険料の算定にあたっては、147 ページのとおり、予定保険料収納率を 97.3％と見込んでいますが、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、収納率の向上に取り組みます。

なお、低所得者に対する保険料の減免については、災害等の特別な事情によって第１号被保険者の負担能力が著しく低下した場合等には、必要に応じて第１号被保険者の保険料の減額を行い、負担の軽減を図ります。

また、生計困難者と認められる被保険者を対象とした市独自の保険料軽減制度を実施します。

図表 3-6　介護保険料の収納状況

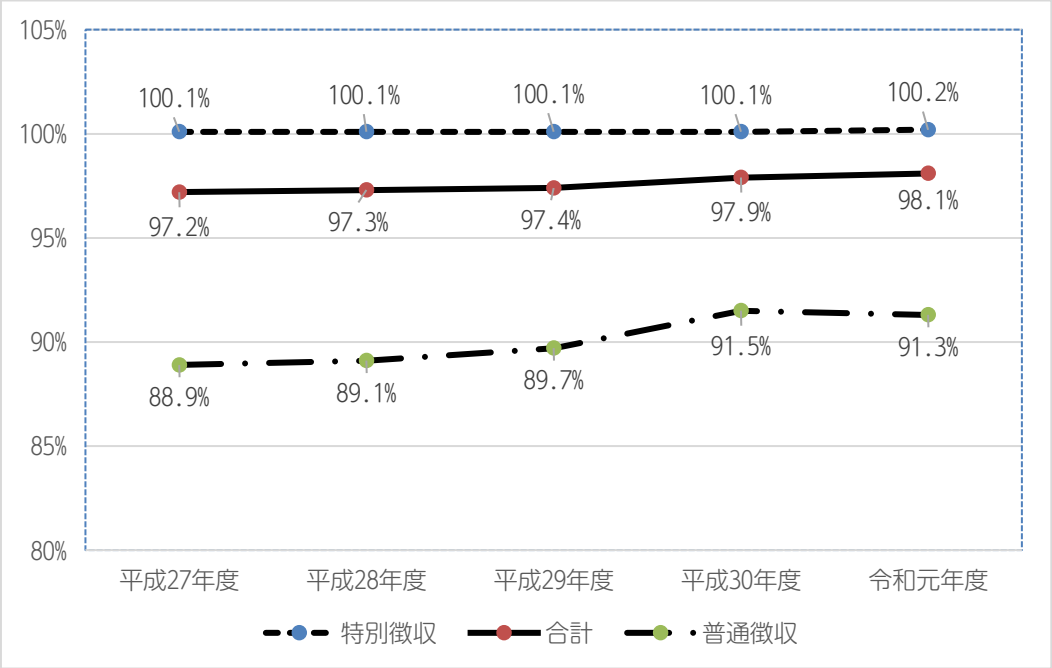

※多摩市調べ
※特別徴収の収納率が 100％を超えているのは、収入金額に還付未済の金額を含んでいるため
※合計には特別徴収、普通徴収のほかに滞納分も含む

第５部　資料

第５部　資料

１．多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会

（１）要綱

多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会設置要綱

令和２年７月29日多摩市告示第345号

（設置）

第１条　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の改定案を策定するため、多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　計画の改定案の策定に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、計画の改定案の策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

企画政策部企画課長　総務部防災安全課長　市民経済部経済観光課長　くらしと文化部コミュニティ・生活課長　くらしと文化部平和・人権課長　くらしと文化部文化・生涯学習推進課長　くらしと文化部スポーツ振興課長　子ども青少年部子育て・若者政策担当課長　健康福祉部福祉総務課長　健康福祉部健康推進課長　健康福祉部保険年金課長　健康福祉部高齢支援課長　健康福祉部介護保険課長　健康福祉部障害福祉課長　健康福祉部健幸まちづくり推進室長　都市整備部住宅担当課長　都市整備部交通対策担当課長　永山公民館長　教育部教育指導課長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は健康福祉部高齢支援課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、委員会を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。
２　委員会の会議は、委員長が主宰する。

（関係者の出席）
第６条　委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、公示の日から施行する。
２　この要綱は、令和３年３月 31 日限り、その効力を失う。

（２）委員名簿

氏名	区分	備考
田島　元	企画課長事務取扱市民自治推進担当部長	
城所　学	防災安全課長	
渡邊　哲也	経済観光課長	
齋藤　友美雄	コミュニティ・生活課長	
河島　理恵	平和・人権課長	
古谷　真美	文化・生涯学習推進課長	
森合　正人	スポーツ振興課長※令和３年１月31日まで	
小林　弘宜	スポーツ振興課長事務取扱スポーツ振興担当部長 ※令和３年２月１日から	
水野　誠	子育て・若者政策担当課長	
古川　美賀	福祉総務課長	
金森　和子	健康推進課長	
松下　恵二	保険年金課長	
伊藤　和子	高齢支援課長	委員長
廣瀬　友美	介護保険課長	副委員長
松本　一宏	障害福祉課長	
原島　智子	健幸まちづくり推進室長	
大島　亮弥	住宅担当課長	
渡邊　淳二	交通対策担当課長	
北方　静史	永山公民館長	
細谷　俊太郎	教育指導課長事務取扱参事	

（３）検討経過

回　数	開　催　日	主な内容
第１回	令和２年10月20日	○計画策定の概要について ○介護保険制度改正の主なポイントについて ○計画素案について
第２回	令和２年12月23日	○第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

２．多摩市介護保険運営協議会

（１）条例

多摩市介護保険条例　平成 12 年多摩市条例第 22 号　抜粋

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第３条の規定に基づき多摩市（以下「市」という。）が行う介護保険に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、市民が介護保険サービスを選択しこれを適切に利用することができるよう市等の責務を明らかにし、また、介護保険運営協議会を設置することにより、民意を適切に反映しながら、その円滑な運営と介護保険に関する施策の推進を図り、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

第５章　介護保険運営協議会

（設置）

第 21 条　介護保険に関する施策に市民等の意見を反映し、その円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項に規定する市長の附属機関として、多摩市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

（１）　市の介護保険事業計画の運営に関する事項

（２）　介護保険サービスの質の向上に関する事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況その他介護保険に関する施策に関する事項

２　協議会は、前項に規定するもののほか、介護保険に関する重要事項について、市長に建議することができる。

（組織）

第 23 条　協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において市長が委嘱する。

（１）　被保険者又は市民　５人

（２）　介護に関し学識又は経験を有する者　２人

（３）　介護保険サービス事業者を代表する者　３人

（４）　介護保険関係団体代表者　２人

（２）委員名簿（第７期）

（敬称略）

氏名	区分	備考
上野　米子	公募市民委員 ※ 令和元年７月１日から	
香川　昇	公募市民委員 ※ 平成 31 年４月 26 日まで	
久保田　敏彦	公募市民委員	
志田　あふる	公募市民委員 ※ 令和元年７月１日から	
鈴木　浩子	公募市民委員	
横谷　惠	公募市民委員	
伊藤　雅子	学識経験者（民生委員）※ 令和元年 11 月 30 日まで	
紀　初子	学識経験者（民生委員）※ 令和元年 12 月１日から	
佐藤　富士子	学識経験者（大学教授）	副会長
小形　孝文	介護保険事業者（事業者連絡協議会）	
中東　正光	介護保険事業者（社会福祉法人）	
原田　留美	介護保険事業者（医療法人）	
浅井　英夫	関係団体（歯科医会）※ 令和２年 10 月１日から	
川﨑　和三	関係団体（歯科医会）※ 令和２年９月 30 日まで	
田村　豊	関係団体（医師会）	会長

（３）検討経過（令和２年度開催分）

回　数	開　催　日	主な内容
第１回	令和２年８月18日	高齢者実態調査の素集計について　他
第２回	令和２年12月７日	第８期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案策定の経過等の報告について　他
第３回	令和２年12月16日	第８期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和３～５年度）素案について　他
第４回	令和３年２月12日	第８期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和３～５年度）について　他

3．本市の日常生活圏域の状況【詳細版】

令和2年4月1日現在

日常生活圏域	地域	総人口	高齢者人口	うち75歳以上	高齢化率	うち75歳以上	（参考）85歳以上人口	地区別第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	要支援認定者数	要支援1	要支援2	要介護認定者数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総合事業対象者	要介護・要支援認定率	要支援認定率	要介護認定率	総世帯数	65歳以上が含まれる世帯	ひとり暮らし＋複数世帯	ひとり暮らし世帯	複数世帯（高齢者のみ）	65歳以上のみ世帯率	75歳以上が含まれる世帯	ひとり暮らし＋複数世帯	ひとり暮らし世帯	複数世帯（高齢者のみ）	75歳以上のみ世帯率	地区別第1号被保険者数（再掲）	日常生活自立度がⅡ以上の第1号被保険者	認知症有病者数
		(A)	(B)	(C)	(D) =B/A	(E) =C/A		(F)	(G) =H+K	(H) =I+J	(I)	(J)	(K) =L+M+N+O+P	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)		(Q) =G/F	(R) =H/F	(S) =K/F	(T)		(U) =V+W	(V)	(W)	(X) =U/T		(Y) =Z+AA	(Z)	(AA)	(AB) =Y/T	(F)	(AC)	(AD) =AC/F
西部	落川	1,301	296	162	22.8%	12.5%	37	296	52	19	11	8	33	13	6	5	4	5	1	17.6%	6.4%	11.1%	587	197	119	56	63	20.3%	119	71	41	30	12.1%	296	24	8.1%
	百草	915	245	150	26.8%	16.4%	47	245	41	13	7	6	28	11	8	4	4	1	1	16.7%	5.3%	11.4%	442	169	127	70	57	28.7%	116	80	55	25	18.1%	245	22	9.0%
	桜ヶ丘	6,096	2,113	1,219	34.7%	20.0%	496	2,113	358	100	57	43	258	69	62	47	40	40	38	16.9%	4.7%	12.2%	2,906	1,471	1,060	576	484	36.5%	950	651	437	214	22.4%	2,113	210	9.9%
	関戸6丁目	901	167	58	18.5%	6.4%	18	167	16	3	2	1	13	4	1	3	3	2	0	9.6%	1.8%	7.8%	416	122	73	48	25	17.5%	48	30	24	6	7.2%	167	10	6.0%
	和田(3丁目を除く)	10,556	2,343	1,304	22.2%	12.4%	374	2,343	419	90	56	34	329	68	53	65	83	60	18	17.9%	3.8%	14.0%	5,029	1,772	1,308	899	409	26.0%	1,076	778	600	178	15.5%	2,343	279	11.9%
	東寺方(3丁目を除く)	2,920	674	319	23.1%	10.9%	79	674	88	30	13	17	58	18	14	11	12	3	5	13.1%	4.5%	8.6%	1,433	473	331	188	143	23.1%	257	174	124	50	12.1%	674	38	5.6%
	貝取(地番)	1,177	151	62	12.8%	5.3%	12	151	18	3	0	3	15	4	6	4	1	0	3	11.9%	2.0%	9.9%	621	117	78	51	27	12.6%	51	36	26	10	5.8%	151	12	7.9%
	小計	**23,866**	**5,989**	**3,274**	**25.1%**	**13.7%**	**1,063**	**5,989**	**992**	**258**	**146**	**112**	**734**	**187**	**150**	**139**	**147**	**111**	**66**	**16.6%**	**4.3%**	**12.3%**	**11,434**	**4,321**	**3,096**	**1,888**	**1,208**	**27.1%**	**2,617**	**1,820**	**1,307**	**513**	**15.9%**	**5,989**	**595**	**9.9%**
東部	連光寺	9,600	2,118	1,070	22.1%	11.1%	315	2,118	288	57	41	16	231	59	55	42	37	38	35	13.6%	2.7%	10.9%	4,275	1,537	1,069	664	405	25.0%	875	586	432	154	13.7%	2,118	206	9.7%
	聖ヶ丘	6,705	2,703	1,248	40.3%	18.6%	300	2,703	278	69	31	38	209	52	53	47	24	33	36	10.3%	2.6%	7.7%	3,000	1,749	1,153	487	666	38.4%	931	541	302	239	18.0%	2,703	153	5.7%
	馬引沢	4,227	434	189	10.3%	4.5%	56	434	58	14	8	6	44	12	17	3	7	5	2	13.4%	3.2%	10.1%	2,234	321	214	141	73	9.6%	155	101	78	23	4.5%	434	30	6.9%
	諏訪	11,274	3,240	1,784	28.7%	15.8%	391	3,240	430	121	75	46	309	86	83	45	49	46	94	13.3%	3.7%	9.5%	5,450	2,340	1,731	1,048	683	31.8%	1,399	935	637	298	17.2%	3,240	262	8.1%
	小計	**31,806**	**8,495**	**4,291**	**26.7%**	**13.5%**	**1,062**	**8,495**	**1,054**	**261**	**155**	**106**	**793**	**209**	**208**	**137**	**117**	**122**	**167**	**12.4%**	**3.1%**	**9.3%**	**14,959**	**5,947**	**4,167**	**2,340**	**1,827**	**27.8%**	**3,360**	**2,163**	**1,449**	**714**	**14.5%**	**8,495**	**651**	**7.7%**
多摩センター	落合	14,286	4,281	1,890	30.0%	13.2%	388	4,281	448	129	56	73	319	102	84	49	53	31	41	10.5%	3.0%	7.5%	6,705	2,882	1,937	923	1,014	28.9%	1,445	865	519	346	12.9%	4,281	242	5.7%
	鶴牧	13,129	3,086	1,344	23.5%	10.2%	264	3,086	282	86	46	40	196	46	47	36	35	32	36	9.1%	2.8%	6.4%	5,604	2,001	1,300	511	789	23.2%	1,008	572	314	258	10.2%	3,086	132	4.3%
	唐木田	2,315	699	299	30.2%	12.9%	69	699	72	21	15	6	51	10	9	13	8	11	5	10.3%	3.0%	7.3%	1,134	483	333	184	149	29.4%	236	165	123	42	14.6%	699	39	5.6%
	中沢	3,068	600	243	19.6%	7.9%	73	600	66	15	6	9	51	11	16	13	6	5	6	11.0%	2.5%	8.5%	1,515	427	318	185	133	21.0%	200	139	105	34	9.2%	600	35	5.8%
	山王下	596	188	141	31.5%	23.7%	75	188	67	3	3	0	64	2	2	10	20	30	3	35.6%	1.6%	34.0%	470	175	158	152	6	33.6%	138	127	125	2	27.0%	188	69	36.7%
	南野2～3丁目	1,833	389	167	21.2%	9.1%	41	389	42	19	12	7	23	4	9	3	2	5	4	10.8%	4.9%	5.9%	847	265	175	82	93	20.7%	129	78	46	32	9.2%	389	20	5.1%
	小計	**35,227**	**9,243**	**4,084**	**26.2%**	**11.6%**	**910**	**9,243**	**977**	**273**	**138**	**135**	**704**	**175**	**167**	**124**	**124**	**114**	**95**	**10.6%**	**3.0%**	**7.6%**	**16,275**	**6,233**	**4,221**	**2,037**	**2,184**	**25.9%**	**3,156**	**1,946**	**1,232**	**714**	**12.0%**	**9,243**	**537**	**5.8%**
中部	永山2～7丁目	13,416	4,844	2,698	36.1%	20.1%	671	4,844	653	169	96	73	484	143	95	90	82	74	70	13.5%	3.5%	10.0%	6,926	3,478	2,595	1,547	1,048	37.5%	2,110	1,459	987	472	21.1%	4,844	374	7.7%
	貝取2～5丁目	6,039	2,558	1,196	42.4%	19.8%	215	2,558	282	91	48	43	191	53	46	35	34	23	30	11.0%	3.6%	7.5%	2,820	1,715	1,148	530	618	40.7%	896	545	320	225	19.3%	2,558	140	5.5%
	豊ヶ丘2～6丁目	7,485	3,200	1,644	42.8%	22.0%	408	3,200	383	110	69	41	273	75	64	40	58	36	34	12.0%	3.4%	8.5%	3,566	2,143	1,476	707	769	41.4%	1,234	778	468	310	21.8%	3,200	200	6.3%
	南野1丁目	1	1	0	100.0%	0.0%	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	1	1	0	100.0%	0	0	0	0	0.0%	1	0	0%
	小計	**26,941**	**10,603**	**5,538**	**39.4%**	**20.6%**	**1,294**	**10,603**	**1,318**	**370**	**213**	**157**	**948**	**271**	**205**	**165**	**174**	**133**	**134**	**12.4%**	**3.5%**	**8.9%**	**13,313**	**7,337**	**5,220**	**2,785**	**2,435**	**39.2%**	**4,240**	**2,782**	**1,775**	**1,007**	**20.9%**	**10,603**	**714**	**6.7%**
北部	一ノ宮	6,405	1,336	733	20.9%	11.4%	258	1,336	229	61	41	20	168	39	52	29	26	22	10	17.1%	4.6%	12.6%	3,795	976	697	446	251	18.4%	578	379	269	110	10.0%	1,336	119	8.9%
	和田3丁目	955	501	305	52.5%	31.9%	50	501	83	25	14	11	58	25	14	8	5	6	4	16.6%	5.0%	11.6%	548	381	304	201	103	55.5%	241	169	115	54	30.8%	501	42	8.4%
	東寺方3丁目	343	161	85	46.9%	24.8%	15	161	24	6	3	3	18	7	5	5	1	0	2	14.9%	3.7%	11.2%	193	122	93	59	34	48.2%	68	47	32	15	24.4%	161	14	8.7%
	関戸1～5丁目	8,628	2,121	1,103	24.6%	12.8%	383	2,121	304	95	56	39	209	54	57	37	37	24	6	14.3%	4.5%	9.9%	4,608	1,555	1,123	707	416	24.4%	888	614	445	169	13.3%	2,121	149	7.0%
	愛宕	4,994	2,108	1,160	42.2%	23.2%	264	2,108	284	67	28	39	217	58	55	33	38	33	21	13.5%	3.2%	10.3%	2,709	1,521	1,104	649	455	40.8%	902	623	411	212	23.0%	2,108	154	7.3%
	乞田	2,613	393	181	15.0%	6.9%	51	393	60	15	7	8	45	8	11	14	8	4	1	15.3%	3.8%	11.5%	1,320	288	182	116	66	13.8%	144	84	60	24	6.4%	393	34	8.7%
	貝取1丁目	2,000	522	225	26.1%	11.3%	51	522	56	16	11	5	40	15	8	8	6	3	1	10.7%	3.1%	7.7%	966	356	224	114	110	23.2%	170	90	54	36	9.3%	522	25	4.8%
	豊ヶ丘1丁目	3,094	616	250	19.9%	8.1%	62	616	67	15	8	7	52	14	12	11	9	6	2	10.9%	2.4%	8.4%	1,554	443	299	171	128	19.2%	201	117	79	38	7.5%	616	39	6.3%
	永山1丁目	1,963	393	171	20.0%	8.7%	44	393	50	12	7	5	38	6	13	7	7	5	6	12.7%	3.1%	9.7%	1,122	294	212	139	73	18.9%	140	89	67	22	7.9%	393	28	7.1%
	小計	**30,995**	**8,151**	**4,213**	**26.3%**	**13.6%**	**1,178**	**8,151**	**1,157**	**312**	**175**	**137**	**845**	**226**	**227**	**152**	**137**	**103**	**53**	**14.2%**	**3.8%**	**10.4%**	**16,815**	**5,936**	**4,238**	**2,602**	**1,636**	**25.2%**	**3,332**	**2,212**	**1,532**	**680**	**13.2%**	**8,151**	**604**	**7.4%**
総計		**148,835**	**42,481**	**21,400**	**28.5%**	**14.4%**	**5,507**	**42,481**	**5,498**	**1,474**	**827**	**647**	**4,024**	**1,068**	**957**	**717**	**699**	**583**	**515**	**12.9%**	**3.5%**	**9.5%**	**72,796**	**29,774**	**20,942**	**11,652**	**9,290**	**28.8%**	**16,705**	**10,923**	**7,295**	**3,628**	**15.0%**	**42,481**	**3,101**	**7.3%**

※　要介護認定者数（K欄）の連光寺、和田（3丁目を除く）、山王下、永山2～7丁目地域には、本市の第1号被保険者で市内の介護老人福祉施設入所者を含む。
※　本市被保険者の住所地特例対象者は含まない。
※　要支援・要介護認定者数に第2号被保険者は含まない。

印刷物番号
2-53

第８期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
《令和３～５年度（2021～2023 年度)》

発行年月：令和３年３月
発行：多摩市
編集：多摩市健康福祉部高齢支援課
〒206-8666　東京都多摩市関戸６-12-１
電話 042-338-6923　FAX 042-371-1200
頒布価格：550 円

市公式ホームページで
閲覧できます